

学部等の届出設置のポイント

平成 25 年 3 月
文部科学省大学設置室

新たに学部等を設置する場合、基本的に認可を受けることが必要です。

ただし、学問分野を大きく変更しないものは認可を要せず文部科学大臣にあらかじめ届け出ることによって設置することができます。

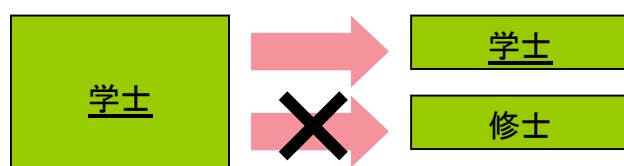
(学校教育法第 4 条第 2 項、同法施行令第 2 3 条第 2)

届出による学部等の設置は、学問体系が確立した 17 の分野のうち、学位の種類・分野に変更がない場合に届出による設置が可能です。

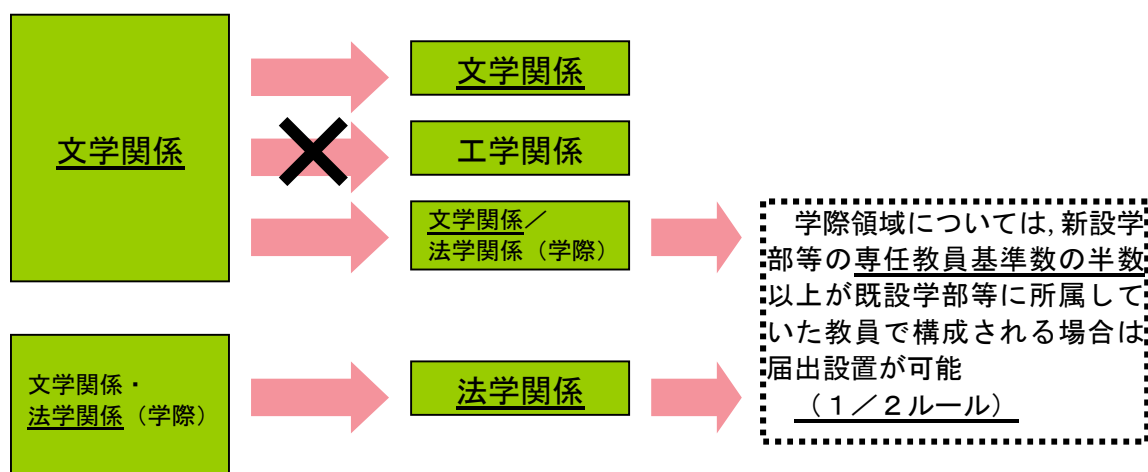
また、学位の分野が学際融合分野に係る学部等の設置も、一定条件のもとに届出による設置が可能です。(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(文部科学省告示第 39 号))

届出後の事務処理については、別紙 1 を参照してください。

1. 学位の種類に変更がないとは



2. 学位の分野に変更がないとは



3. 設置計画の十分な検討

学部等の設置計画は、認可や届出といった設置手続きの違いに関わらず「社会に対する「約束」」です。新しい学部等を設置される場合は、教育課程、教員組織、施設・設備等の計画について、学内で十分に検討し確定した内容で届出をしてください。

4. 手続き等の留意点

Point 1 運営委員会への事前相談

既設・新設学部等の学位の分野は、人材養成目的、教育課程、教員組織の編成内容等から適切に判断してください。学位の分野の判断が困難な場合は、大学設置分科会運営委員会の事前相談で確認することができます。

(大学や学部等の名称を変更される場合は、当該案件の「学校教育法施行規則第2条」に係る届出の該当の適否のほか、「大学設置基準第40条の4」(大学等の名称)等に定める要件等の適否に係る専門的判断が必要であることから、名称変更を行う場合は運営委員会への事前相談を行うようにしてください。)

事前相談を希望される場合は、関係資料を以下の受付期間に大学設置室まで送付してください。

※併せて、事前相談書類を送付した旨の確認メールをお送り下さい。

(ただし、名称変更に係る事前相談については、短期大学は大学振興課短期大学係、高等専門学校は専門教育課高等専門学校係まで送付してください。)

記入上の留意点については、別紙2～6を参照してください。

※「認可又は届出」・・・別紙2～7

「名称変更」・・・別紙7, 8～10

	受付期間	開催予定日	受付対象となる 開設・変更年度
1	平成25年 1月28日(月) ～ 2月 1日(金)	平成25年 3月22日(金)	平成26年度
2	平成25年 4月24日(水) ～ 5月 7日(火)	平成25年 6月17日(月)	平成26年度
3	平成25年 7月 1日(月) ～ 7月 5日(金)	平成25年 8月19日(月)	平成26年度
4	平成25年10月21日(月) ～ 10月25日(金)	平成25年 12月16日(月)	平成26, 27年度
5	平成25年11月25日(月) ～ 11月29日(金)	平成26年 1月27日(月)	平成27年度
6	平成25年 1月27日(月) ～ 1月31日(金)	平成26年 3月18日(火)	平成27年度

Point 2 設置計画の確実な履行

届出による設置であっても、校地、校舎、専任教員基準等の法令を順守することはもとより、設置計画を確実に履行しなければなりません。

届出により設置した学部等へのアフターケアについては、平成21年度より、平成18年度以降届出設置(19年度開設)された、全ての学部等を対象に実施しており、調査の結果、留意事項を付すことになった場合には、設置認可後のアフターケア同様に公表しています。

今後も同様にアフターケアにより履行状況を確認しますので、十分にご留意ください。

Point 3 情報公開

平成21年度から、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第12条に基づき、届出による設置の場合においても、従来、公表している大学の学部等の名称や位置などの事項に加え、届出設置の際の添付資料である、「基本計画書(カリキュラム、教員数等を含む)」、「校地校舎等の図面」、「学則」、「設置の趣旨等を記載した書類」及び「教員名簿(年齢及び月額基本給を除く)」についても大学設置室のホームページで公表することとしています。各大学におかれましては、電子ファイルの提出等をお願いすることとなりますので、手続に遺漏なきようお願いいたします。

Point 4 広報活動

広報活動は計画の構想段階であっても、大学の責任において実施することは差し支えありませんが、「構想中」であることを明示することはもとより、未確定な内容や紛らわしい表現などが無いよう適切に行ってください。

Point 5 学生募集活動

設置計画が法令に適合しない場合、法令に基づく措置命令を行うため、学生保護の観点から、学生募集活動は、原則として、届出後60日以降に行うようにしてください。

運営委員会の事前相談で届出による設置が可能と判断されたものは、大学の責任において届出後の学生募集を可能としていますが、届出された設置計画が法令に適合しない場合は、措置命令を行うことがあることに留意してください。

広報活動、学生募集活動については、別紙11を参照してください。

Point 6 その他の留意点

① 基本計画書（様式2号(その1)）の「同一設置者内における変更状況」欄に、学内の定員変更内容を記載することにより、収容定員変更（大学全体の収容定員が増となる場合を除く）に係る学則届の省略が可能

※届出による学部等の設置に伴い、大学全体の収容定員増の認可申請を伴う場合も当該欄に記載が必要

※収容定員変更の届出以外の手続き（学生募集停止の報告等）については、この欄に記載した場合でも別途手続きが必要

② 既設学部等や大学全体の専任教員基準数の遵守（人数、教授数）

5. 設置届出書の受付期間

学部等を届出により設置する場合は、以下の期間内に届出を行ってください。当該届出設置が収容定員増の認可を要する場合は、3月末に収容定員増の認可申請を行うものは4月の受付期間、6月末に収容定員増の認可申請を行うものは6月の受付期間に届出を行ってください。※併せて、届出設置書類を送付した旨の確認メールをお送り下さい。

	受付期間			収容定員の認可申請
1	平成25年 4月22日(月)	～	4月26日(金)	3月末申請は4月に届出
2	平成25年 5月27日(月)	～	5月31日(金)	
3	平成25年 6月24日(月)	～	6月28日(金)	6月末申請は6月に届出
4	平成25年 7月25日(木)	～	7月31日(水)	
5	平成25年 8月26日(月)	～	8月30日(金)	
6	平成25年 9月24日(火)	～	9月30日(月)	
7	平成25年11月25日(月)	～	11月29日(金)	
8	平成25年12月19日(木)	～	12月26日(木)	

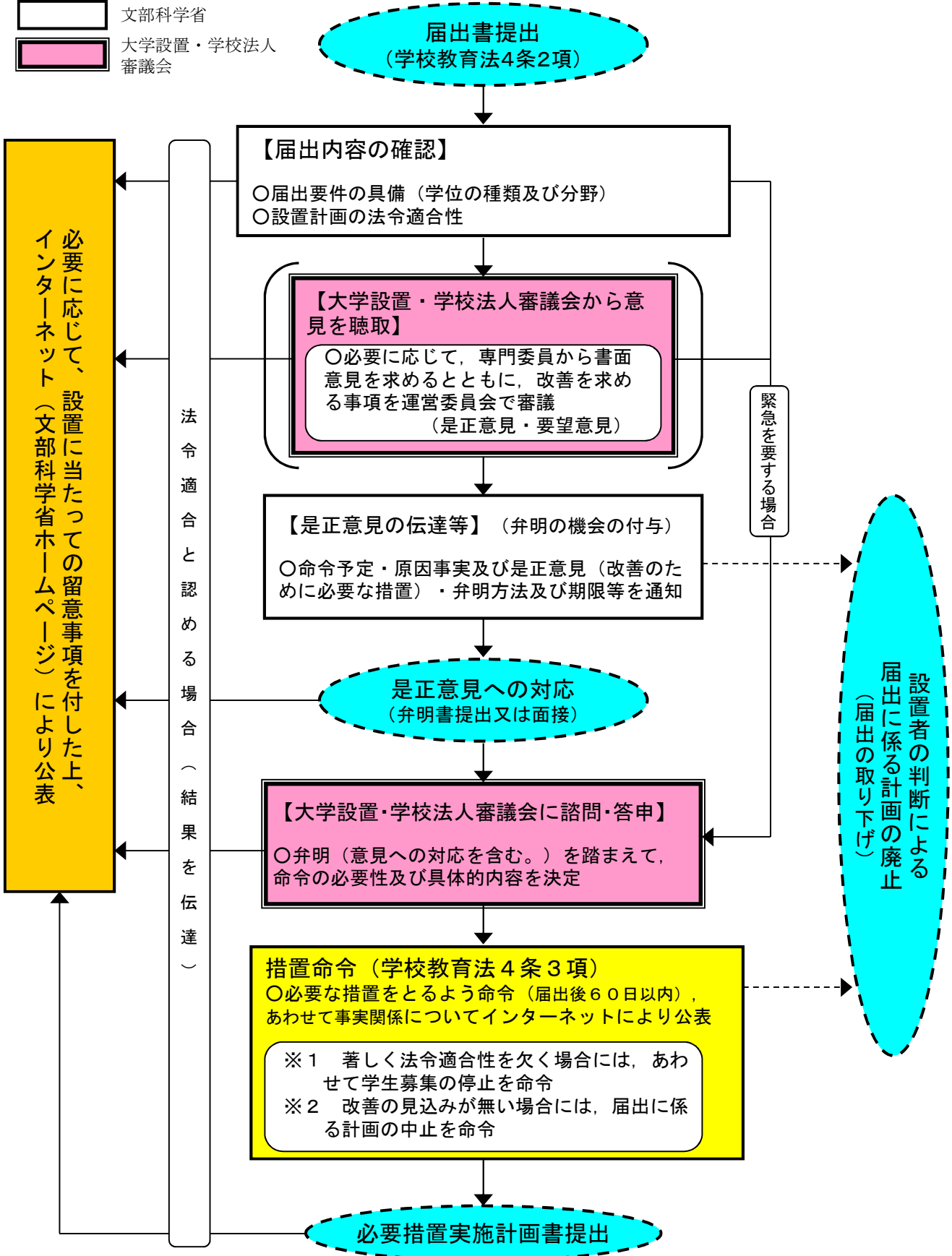
6. 届出内容の公表

届出のあった内容が届出要件を具備しているか法令適合性等を確認し、原則として受付後60日程度で文部科学省ホームページにおいて公表します。

届出後の事務処理の流れ

別紙 1

- 設置者
- 文部科学省
- 大学設置・学校法人審議会



設置計画の概要

事項		記入欄									
事前相談事項		認可又は届出									
計画の区分		学部の設置									
フリガナ		ガッコウホウジン トラムンガクエン									
設置者		学校法人 虎ノ門学園									
フリガナ		トラノモンダイガク									
大学の名称		虎ノ門大学 (The University of Toranomon)									
新設学部等において養成する人材像		① ② ③									
既設学部等において養成する人材像		① ② ③									
新設学部等において取得可能な資格		<p>【国際関係学部 国際文化学科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学・高校教員1種(国語, 社会) ① 国家資格, ② 資格取得可能 ③ 卒業要件単位に含まれる科目のほか, 教職関連科目の履修が必要 <p>・ 図書館司書</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国家資格, ② 資格取得可能 ③ 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得可能だが, 資格取得が卒業の必須条件ではない。 <p>【国際関係学部 国際開発学科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学・高校教員1種(国語, 社会) ① 国家資格, ② 資格取得可能 ③ 卒業要件単位に含まれる科目のほか, 教職関連科目の履修が必要 									
既設学部等において取得可能な資格		※ 上記「新設学部等」の欄と同様に記載してください。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等 学位又は称号	学位又は学科の分野	開設時期	専任教員 異動元 助教以上 うち教授		
	国際関係学部 [faculty of International Relations]	4	80	-	320	学士 (国際文化学)	文学関係 社会学・社会福祉学関係	平成25年4月	文学部歴史文化学科	5	3
	国際文化学科 [Department of Intercultural Communication]								文学部言語学科	4	2
									法学部法律学科	1	1
									計	10	6
	国際開発学科 [Department of International Development]	4	120	3年次10	480	学士 (国際開発学)	文学関係 経済学関係	平成25年4月	文学部歴史文化学科	2	1
									文学部言語学科	3	1
									経済学部経済学科	3	3
									新規採用	2	1
									計	10	6
既設学部等の概要	既設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等 学位又は称号	学位又は学科の分野	開設時期	専任教員 異動元 助教以上 うち教授		
	文学部 (廃止)	4	60	-	240	学士 (文学)	文学関係	昭和40年4月	国際関係学部国際文化学科	5	3
									国際関係学部国際開発学科	2	1
									その他	1	1
									退職	1	1
									計	9	6
									国際関係学部国際文化学科	4	2
									国際関係学部国際開発学科	3	1
									その他	1	1
									退職	1	1
									計	9	5
	法学部						法学関係	昭和40年4月	国際関係学部国際文化学科	1	1
									法学部法律学科	15	6
									新規採用	1	1
									退職	1	1
									計	18	9
	経済学部	4	120	3年次10	500	学士 (経済学)	経済学関係	昭和45年4月	国際関係学部国際開発学科	3	3
									経済学部経済学科	13	6
									新規採用	1	1
									計	17	10
【備考欄】		平成24年6月 収容定員の変更に係る学則変更認可申請予定		国際関係学部		国際文化学科[定員増] (60)		(3年次編入学定員) (10)		国際開発学科 [定員増] (120)	
				文学部		歴史文化学科(廃止) (△60)					
										新設学部等の学年進行終了時における所属先の学部等名・人数を記載してください。	

「設置する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等」について記載してください。

英文名称を記載ください。

新設学部等のみ記載してください。既設学部等は下段に記載してください。

専任教員数は、新設学部等の学年進行終了時における人数を記載してください。「既設学部等の概要」の人数に対応している必要があります。

新設学部等の設置届出時における既設学部等の状況を記載してください。募集停止される場合は、(廃止)と記載してください。

収容定員の変更に係る学則変更の認可申請を予定している場合は、その旨記載してください。

新設学部等の学年進行終了時における所属先の学部等名・人数を記載してください。

設置計画の概要

事項		記入欄										
事前相談事項		認可又は届出										
計画の区分		研究科の設置										
フリガナ		ガッコウホウジン トランモンガクエン										
設置者		学校法人 虎ノ門学園										
フリガナ		トランモンダイガク ダイガクイン										
大学の名称		虎ノ門大学大学院 (The Graduate school of Toranomon)										
新設学部等において養成する人材像		① ② ③										
既設学部等において養成する人材像		① ② ③										
新設学部等において取得可能な資格		<p>【教育学研究科 教育学専攻】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学・高校教員専修 (国語, 社会) ① 国家資格, ② 資格取得可能 ③ 卒業要件単位に含まれる科目のほか, 教職関連科目の履修が必要 										
既設学部等において取得可能な資格		※ 上記「新設学部等」の欄と同様に記載してください。										
新設学部等の概要	新設学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員		
	学位又は称号	学位又は学科の分野					異動元					
			異動元	助教以上	うち教授							
教育学研究科 [Graduate school of Education]	教育学専攻 (M) [Studies in Education Program]	2	10	-	20	修士 (教育学)	教育学・保育学関係	平成25年4月	児童学研究科児童学専攻 (M)	5	3	
									教育学部教育学科	4	2	
									新規採用	1	1	
									計	10	6	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 英文名称を記載ください </div>										
既設学部等の概要	既設学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員		
	学位又は称号	学位又は学科の分野					異動先					
			異動先	助教以上	うち教授							
児童学研究科 (廃止)	児童学専攻 (M)	2	10	-	20	修士 (児童学)	教育学・保育学関係	平成16年4月	教育学研究科教育学専攻 (M)	5	3	
									その他	1	1	
									退職	1	1	
									計	7	5	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 既設学部等と異なる種類の学位を授与する新設学部等(「〇〇学部」→「△△研究科」等)へ専任教員が移行する場合には、当該既設学部等の名称をこの欄に記入する必要はありません。 </div>										
【備考欄】												

(作成例)

(用紙 日本工業規格A4縦型)

基礎となる学部等の改編状況

開設又は 改編時期	改編内容等	学位又は 学科の分野	手続きの区分
平成2年4月	法学部法律学科 設置	法学	設置認可(学部)
平成8年4月	経済学部経済学科 設置	経済学	設置認可(学部)
	経済学部経営学科 設置	経済学	
平成8年4月	法学部法律学科 → 法学部法学科	法学	名称変更(学科)
平成16年4月	法学部政治学科 設置	法学	設置届出(学科)
平成16年4月	法学部法学科のカリキュラム変更	法学	学則変更
平成26年4月	政策学部政治経済学科 設置	法学、経済学	設置届出(学部)
平成26年4月	経済学部経営学科の学生募集停止	—	学生募集停止(学科)

(作成例)

別紙4

(用紙 日本工業規格A4縦型)

教育課程等の概要(事前相談)

(法学部法学科)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考					
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手						
専門基礎科目	●●●概論	1前	2			○			1	1									
	○○○概論(基礎)	1前	2			○												オムニバス	
	◇◇◇◇	1・2後		2		○												兼2	
	△△△論Ⅰ(基礎)	1・2前		2		○													
	△△△論Ⅱ(応用)	1・2後		2		○													
	△△△論Ⅲ(発展)	2・3前		2		○													
	×××論	2前		2		○												兼1	
	\$ \$\$学	2前		2		○												兼1	
	% % %学	2前		2		○												兼1	
	# # #史	1・2後																	兼1
	* * *法	1・2後																	兼2
	◎◎◎法	2・3後																	兼2
	△△△史	1・2前											1					集中	
	○○○概論	1・2後		2		○						1						兼1	
	○○○総論	1・2前		2		○													
	△▽△論	1・2後		2		○				1	1			1					
	×××Ⅰ(基礎)	1・2前		2		○				1									
	×××Ⅱ(応用)	2・3後		2		○				2									
	■■■基礎演習	2後		2			○			2									
小計(19科目)		—	10	28	0	—	—	—	6	3	2	2	0	兼8	—				
専門応用科目	○○○概論(応用)	2後		2		○			2										
	■■■■論	2後		2		○			1	1								メイト	
	○○○法	2後		2		○				1								メイト	
	◇◇◇法	2後		2		○				1								メイト	
	◇◇◇史	2後		2		○						1							
	▼▼▼総論	3・4前		2		○													
	□□□学	3・4後		2		○													
	\$ \$\$論	3・4後		2		○													
	▽▽▽学	3後		2		○													
	# # #学(応用)	4後		2		○													
	○○○研究	3後		2		○				3									
	×××研究	3後		2		○				2	1								
	□□□発展演習	4後		2		○				3								※実験	
	■■■発展演習	4後		2		○				2	1							※実験	
	◆◆◆発展演習	4後		2		○				3									
小計(15科目)		—	9	28	0	—	—	—	9	4	1	1	0	兼3	—				
総合演習									9	2									
卒業論文									9	2									
小計(2科目)									4	0	0	0	0	0	—				
合計(36科目)		—	19	56	0	—	—	—	10	6	2	2	0	兼11	—				
学位又は称号	学士(法律学)		学位又は学科の分野			法学関係													
卒業要件及び履修方法						授業期間等													
必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限:○○単位(年間))						1学年の学期区分			2学期										
						1学期の授業期間			15週										
						1時限の授業時間			90分										

兼任・兼担が授業を担当する場合、その人数を記載してください。

前期、後期、通年等の開講時期を配当年次の横に記載してください。

小計欄は科目区分毎の教員の実数を記載してください。

複数の授業形態をとる場合、主たる形態以外の授業形態を記載してください。

「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」(文科省告示)に定める学位の分野を記載してください(複数ある場合は複数記載)。

届出又は申請を行った際、事前相談を受けた内容と変更があった場合は、事前相談の結果は無効になる場合がありますので、教育課程等の内容が確定した時点で事前相談を行ってください。

新設学部等の教育課程等の概要だけでなく、「設置する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等」の教育課程等の概要についても、忘れずに添付してください。

(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

調査番号		専任等区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単位数	年間 開講数	現職 (就任年月)	申請に係る大学等の職務に 従事する 週当たり平均 日数
(法学部 法律学科)				各専任等区分ごとに教授、准教授、講師、助教の順に記載									
教 員 の 氏 名 等													
1	専	教授 (学部長)	フリカナ ◇本 ◇◇ <平成26年4月>	62	法学博士	600	○○○論 ×××学 △△△演習	1・2前 3通 3後	4 6 2	2 3 1	霞ヶ関大学 法学部 教授 (昭60.4)	4日	
2	専	教授 (学科長)	フリカナ □代 □也 <平成26年4月>	60	法学博士	590	○○○論 ×××学 □□□学	1・2通 3通 3・4前	2 4 2	1 2 1	法学部 (4)	5日	
3	専	教授	フリカナ &國 &奈 <平成26年4月>	72 (高)	法学修士	590	××××学 ◎◎◎演習 ▲▲▲演習	2通 1・2後 2・3前 2通	4 2 2 4	2 1 1 2	○取締役 まで)	5日	
4	専	教授	フリカナ ◎川 ◎美 <平成26年4月>	58	経済学士	250	▼▼▼論 ◆◆◆のしくみ	1前 2前	2 2	1 1	株式会社◎◇代表取締役 (平成2.5) 株式会社◎◇代表取締役 (平成2.5)	4日 1日	
5	専	准教授	フリカナ □藤 □美 <平成27年4月>	51	法学修士	500	□□□学 ◎◎◎演習 ▲▲▲演習 ◇◇◇原論	2前 2後 3通 3後	2 2 4 2	1 1 2 1	お台場 准 (平	5日	
	兼任	講師	フリカナ □崎 □水 <平成26年4月>	50	法学修士	200	□□□学	1前	2	1			
6	専	准教授	フリカナ 中◎ ◎輔 <平成26年4月>	47	修士 (法学)	480	◆◆◆概論	2通	4	1	△△法律事務所 (平12.4)	5日	
											△△法律事務所 (平12.4)	4日	
7	専	准教授	フリカナ ◇川 ◇理 <平成26年4月>	38	文学修士	400	□□□文化 ○○●●法Ⅰ(総論) ○○●●法Ⅱ(××) ○○●●法Ⅲ(◇◇)	1通 2前 3後 4前	2 2 2 2	2 1 1 1	日本橋大学 社会学部 講師 (平成11.9)	4日	
											特定非営利活動法人◎◎会 理事 (平成20.4)	2日	
8	専	講師	ポール ヘンダーソン Paul Henderson <平成26年4月>	45	Ph. D. in Economics (米国)	450	△△△論 ※ ×××学	1後 2後	0.3 2	1 1	東都学術総合研究所 主任研究員 (平13.4)	4日	
9	専	講師	フリカナ 田◎ ◎代 <平成26年4月>	42	Juridial Doctor (米国)	470	△△△論 ※ ●●演習 ◇◆◆法	1後 2・3後 3前	0.6 2 2	1 1 1	丸之内学院 特任講師 (平10.4)	5日	
10	専	助教	フリカナ ※島 ※香 <平成26年4月>	35	博士 (法学)	400	●学概論 ※ ×××学【隔年】 ◇◆◆入門	1前 2後 3前・後	1 2 4	1 1 2	調布大学 法学部 助手 (平14.4)	5日	
11	兼任	講師	フリカナ ◆花 ◆幸 <平成26年4月>	39	修士※ (経済学)	50	◇◇◇論 ●◎◎学	1後 3前	2 2	1 1	丸の内大学 経済学部 講師 (平15.4)		
12	兼任	講師	フリカナ ◎原 ◎吾 <平成26年4月>	34	修士 (文学)	25	英語Ⅰ(基礎)	1前	2	1	日本橋短期大学 学芸学科 講師 (平16.4)		
13	兼任	講師	フリカナ ◎野 ◎彦 <平成27年4月>	33	修士 (法律学)	40	◆◆◆法 ×◎×総論	2前 3通	2 4	1 1	霞学園大学 法学部 講師 (平15.9)		

学校法人〇〇 設置認可等に関わる組織の移行表

(例1)

平成25年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員		平成26年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
〇〇大学				→	〇〇大学				
文学部 文学科	50	10	220		人文学部 人文学科	50	10	220	名称変更
経済学部 経済学科	50	10	220		経済学部 経済学科	50	10	220	
法学部 法学科	50	10	220		法学部 法学科	50	10	220	
計	150	30	660		工学部 工学科	50	10	220	学部の設置(認可申請)
					情報学部 情報学科	50	10	220	学部の設置(認可申請)
					計	250	50	1100	
〇〇大学大学院				→	〇〇大学大学院				
文学研究科 文学専攻(M)	10	-	20		文学研究科 文学専攻(M)	10	-	20	
経済学研究科 経済学専攻(M)	10	-	20		経済学研究科 経済学専攻(M)	10	-	20	
計	20	-	40		計	20	-	40	
〇〇短期大学				→	〇〇短期大学				
家政学科	75	-	150		看護学科(3年制)	0	-	0	平成26年4月学生募集停止
看護学科(3年制)	80	-	240		計	100	-	300	定員変更
計	155	-	390		計	100	-	300	

(例2)

平成25年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員		平成26年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
〇〇短期大学				→	〇〇大学				大学新設
福祉学科	100	-	200		福祉学部 福祉学科	100	-	400	
保育学科	100	-	200		計	100	-	400	
情報学科	100	-	200		〇〇短期大学				平成26年4月学生募集停止
計	300	-	600		保育学科	100	-	200	
					情報学科	100	-	200	
					計	200	-	400	

(例3)

平成25年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員		平成26年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
〇〇専門学校				→	〇〇大学				大学新設
リハビリテーション学科	100	-	200		保健医療学部				
鍼灸学科	100	-	200		リハビリテーション学科	80	-	320	
柔道整復学科	50	-	100		鍼灸学科	100	-	400	
計	250	-	500		計	180	-	720	
					〇〇専門学校				平成26年4月学生募集停止
					柔道整復学科	30	-	60	平成26年4月学生募集停止
					計	30	-	60	定員変更

※ 設置認可申請(収容定員増の認可申請を除く)及び届出設置の場合、「基本計画書」の後にこの「組織の移行表」を補足資料として添付してください。

設置時からの組織の変更状況

開設又は 変更時期	変 更 内 容	学 位 又 は 学 科 の 分 野	手続きの区分
平成8年4月	社会福祉学部社会福祉学科	社会学・社会福祉学	設置認可(学部)
	社会福祉学部福祉心理学科 設置		
平成16年4月	心理学部心理学科 設置		設置届出(学科)
	社会福祉学部社会福祉学科のカリキュラム変更	社会学・社会福祉学	学則変更
	社会福祉学部保健福祉学科	社会学・社会福祉学 保健衛生学	設置届出(学科)
	社会福祉学部福祉心理学科の学生募集停止	—	学生募集停止(学科)
平成26年4月	社会福祉学部 → 総合福祉学部 保健福祉学科 → 医療福祉学科	社会学・社会福祉学 保健衛生学	名称変更(学部)

名称を変更しようとする学部等が認可又は届出により設置した時期を起点として、名称変更に至るまでの組織の変更状況を記載してください。

「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」の別表第一の分野を記載してください。

※当該名称変更が、大学の位置や法人名称等の変更に伴うものであり、学問分野や教育課程等と一切関連性がない場合は、本書類は不要です。

設置時からの教育課程の変更状況

【設置時(昭和〇〇年4月)】				【平成21年4月】				【名称変更前(平成〇〇年4月)】				【名称変更後】				
(法学部法律学科)				(法学部法律学科)				(法学部法律学科)				(法学部法律学科)				
科目区分	授業科目の名称	単位数	変更内容	科目区分	授業科目の名称	単位数	変更内容	科目区分	授業科目の名称	単位数	変更内容	科目区分	授業科目の名称	単位数	変更内容	
		必修	自由			必修	自由			必修	自由			必修	自由	
共通教育科目	●●●入門	2		「設置時」からの変更内容を記載してください。	●●●入門	2		「平成21年4月」からの変更内容を記載してください。	●●●入門	2		「名称変更前」からの変更内容を記載してください。	●●●入門	2		
	○○◇史	2			○○◇史	2			○○◇史	2			○○◇史	2		
	???論	2			???論	2			???論	2			???論	2		
	ΣΣΣ学	2			ΣΣΣ学	2			ΣΣΣ学	2			ΣΣΣ学	2		
	@@@学	2			@@@学	2			@@@学	2			@@@学	2		
外国語科目	△△△法	2			△△△法	2			△△△法	2			△△△法	2		
	%%%%	2			%%%%	2			%%%%	2			%%%%	2		
	○○語	2			○○語	2			○○語	2			○○語	2		
	××語	2			××語	2			××語	2			××語	2		
	◆◆語	2			◆◆語	2			◆◆語	2			◆◆語	2		
体育	スポーツ実技(##)	2			スポーツ実技	2			スポーツ実技	2			スポーツ実技	2		
	スポーツ実技(▼▼)	2			スポーツ実技	2			スポーツ実技	2			スポーツ実技	2		
	●●●概論	2			●●●概論	2			●●●概論	2			●●●概論	2		
	△△△総論	2			△△△総論	2			△△△総論	2			△△△総論	2		
	×××論	2			×××論	2			×××論	2			×××論	2		
専門基礎科目	\$\$\$学	2			\$\$\$学	2			\$\$\$学	2			\$\$\$学	2		
	%%%学	2			%%%学	2			%%%学	2			%%%学	2		
	###史	2			###史	2			###史	2			###史	2		
	***法	2			***法	2			***法	2			***法	2		
	@@@法	2			@@@法	2			@@@法	2			@@@法	2		
専門科目	○○○概論	2			○○○概論	2			○○○概論	2			○○○概論	2		
	○○○総論	2			○○○総論	2			○○○総論	2			○○○総論	2		
	×××I(基礎)	2			×××I(基礎)	2			×××I(基礎)	2			×××I(基礎)	2		
	×××II(応用)	2			×××II(応用)	2			×××II(応用)	2			×××II(応用)	2		
	■■■基礎演習	2			■■■基礎演習	2			■■■基礎演習	2			■■■基礎演習	2		
専門応用科目	小計(19科目)	10	28	0	小計(19科目)	10	28	0	小計(19科目)	10	28	0	小計(19科目)	10	28	0
	○○○概論(応用)	2			○○○概論(応用)	2			○○○概論(応用)	2			○○○概論(応用)	2		
	■■■論	2			■■■論	2			■■■論	2			■■■論	2		
	○○○法	2			○○○法	2			○○○法	2			○○○法	2		
	◇◇◇法	2			◇◇◇法	2			◇◇◇法	2			◇◇◇法	2		
卒業要件及び履修方法	小計(15科目)	6	24	0	小計(15科目)	6	24	0	小計(15科目)	6	24	0	小計(15科目)	6	24	0
	総合演習	4			総合演習	4			総合演習	4			総合演習	4		
	卒業論文	4			卒業論文	4			卒業論文	4			卒業論文	4		
	小計(2科目)	8	0	0	小計(2科目)	8	0	0	小計(2科目)	8	0	0	小計(2科目)	8	0	0
	合計(12科目)	○○	○○	○○	合計(12科目)	○○	○○	○○	合計(12科目)	○○	○○	○○	合計(12科目)	○○	○○	○○

※当該名称変更が、大学の位置や法人名称等の変更に伴うものであり、学問分野や教育課程等と一切関連性がない場合は、本書類は不要です。

届出により設置する学部等に係るPR活動及び学生募集について

届出により設置する学部等に係るPR活動及び学生募集の取扱いは、下記のとおりです。いずれも、入学希望者や社会一般に誤解を与えたり、被害を与えたりすることのないよう十分留意し、適切に実施してください。

1. PR活動

届出で設置する学部等に係るPR活動は、学生募集（募集要項の配付、出願受付、入学試験）及びそれに類する行為（指定校推薦の調整・登録、模擬試験など）と誤解されない内容で実施してください。

2. 学生募集

以下の①、②の区分に従い、適切に実施してください。

ただし、収容定員の増加に係る学則変更の認可申請を伴う学部等の届出設置の場合、認可前は、学生募集及びそれに類する行為は一切行えません。

① 事前相談を行った場合

事前相談の結果、届出で学部等の設置が可能とされたものについては、届出後、学生募集を行うことが可能です。（ただし、届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規程に適合しない場合は、届出後60日以内に、学校教育法第4条第3項に基づく措置命令の可能性のあることに留意してください。）

② 事前相談を行っていない場合

事前相談を行っていない場合、届出後に届出設置要件の適否等について確認することになりますが、当該届出が届出設置の要件を満たさなかった場合に、届出後60日以内に学校教育法第4条第3項に基づく措置命令が行われることを考慮し、学生募集は、原則として届出後60日経過後（60日以内に文部科学省ホームページで公表した場合を除く。）に行ってください。やむを得ない事由により、60日経過前に学生募集を行う場合は、届出設置の種類に応じ、下表のとおり行ってください。

既 設	新 設 後	学生募集の取扱い
A学部 B学科 C学科	A学部 B C学科	既設の学科（上段：B学科、C学科、下段：B C学科）での学生募集は可能。ただし、受験生保護の観点から、改組計画及び計画に変更があり得ることを明確に記載した資料を添付すること。
A学部 B学科 C学科	A学部 B学科 C学科 D学科	既設のB学科、C学科の学生募集は可能。ただし、定員減を予定している場合は、減じた定員による募集を行うこと。 新設のD学科については、届出後60日経過後に実施すること。
A学部 B学科 C学科	A学部 B学科 C学科 D学部 E学科 F学科	既設のA学部の学生募集は可能。ただし、定員減を予定している場合は、減じた定員による募集を行うこと。 新設のD学部については、届出後60日経過後に実施すること。

※学生募集は、各年度に通知する「大学入学者選抜実施要項」に従って実施すること。

※届出により設置する学部等で新たにセンター試験の参加を希望する場合は、届出後、「大学入試センター試験実施大綱」に基づき通知してください。

※その他不明な点は担当まで確認すること。

【担当】

文部科学省高等教育局（代表：03-5253-4111）
高等教育企画課大学設置室（内線：2048）
大学振興課大学入試室（内線：2495）

「設置計画履行状況等調査（AC：アフターケア）」について

I 目的

大学等の設置後，原則として完成年度（標準修業年限終了年度）まで，当初の設置計画（科目の開設状況や教員の就任状況等）の履行状況について報告を求め，確実に履行されているか，また認可時の留意事項への対応などを調査し，必要に応じ，履行状況に関する指導・助言を行うために実施。

II 調査

1. 対象

- ①認可又は届出により設置した，学年進行中のすべての大学及び学部等
 - ②完成年度を越えたもののうち，前年度に留意事項が付された大学及び学部等
- ※3月中旬に，調査対象大学に対して報告書作成依頼(公文書)を送付。

2. 「設置計画履行状況報告書」又は「留意事項実施状況報告書」の提出

- ・提出締切：平成25年5月17日（金）
 - ・提出書類：上記①「設置計画履行状況報告書」
 上記②「留意事項実施状況報告書」
- ※様式は文部科学省ホームページに掲載。

3. 実地調査・面接調査

上記報告書の書面調査の結果，大学設置・学校法人審議会大学設置分科会による実地又は面接調査を行う場合があります。（例年7～8月又は10～12月）
その旨の連絡を受けた場合は適宜対応願います。

4. 調査結果の公表等について

①公表時期

平成26年2月上旬予定（参考：今年度は平成25年2月8日（金））

②「留意事項に対する改善状況等報告書」の提出

・提出締切：平成25年3月25日（月）

③調査結果の概要

概ね設置計画を適切に履行しており、科目開設や教員配置等の変更もやむを得ない事情があったものと認められる。

しかしながら、一部には、当初の計画策定の甘さや、設置計画を着実に履行する必要性に対する認識不足などを背景に、下記のとおり履行状況が不十分である事例が見られた。

今後は、そのような事例に対して厳格に対応する予定である。

【定員管理関係】

○大学や学部等の開設以来、入学定員の未充足が続いている大学又は入学定員を大幅に超えた学生を受け入れた大学については、適切な入学定員管理を行うことを求めた。

【教育課程関係】

○大学や学部等の開設早々に、合理的な理由がなく教育課程を大幅に変更している大学については、理念等を踏まえた教育課程への見直しを求めた。

○キャップ制について、1年間の履修上限単位数が多すぎて、実質キャップ制が機能していない大学にはその是正を求めた。

【教員関係】

○教員組織について、専任教員の未就任により授業科目が未開講となった大学や計画的な教員採用がなされなかったため大学設置基準で定めた必要専任教員数を下回った大学に対しては、早急な改善を求めた。

【施設・設備関係】

○入学定員を大幅に超える学生を入学させた結果、教育環境の悪化の懸念がある大学に対しては、教育環境の充実を求めた。

Ⅲ AC期間中の対応事項

1. 設置計画履行状況等調査報告書の提出

上記Ⅱ 1. 及び 2. 参照

2. 校舎等建物の面積を減じようとする場合等

校舎等建物の面積を減じようとする場合及び建築計画が遅延する場合は、事前に「建築等設置計画変更書」の提出が必要。

対象：認可により設置した、学年進行中のすべての大学及び学部等

3. やむを得ず専任教員を変更等する場合

対象：認可により設置した学年進行中のすべての大学及び学部等

- ①専任教員を新たに採用する場合
- ②専任教員の担当授業科目を追加する場合
(オムニバス科目で、担当部分を変更又は追加する場合を含む)
- ③専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合
- ④専任教員を昇格させる場合
- ⑤専任教員の担当授業科目の科目名称を変更する場合
(科目の内容が変わらない場合も含む)

やむを得ず専任教員を変更等する場合（上記①～⑤に該当する場合）は、当該専任教員が授業等を開始する前に、必ず『専任教員採用等設置計画変更書』を提出し、大学設置・学校法人審議会による教員審査（AC教員審査）を受けることが必要。（AC教員審査を経ずに授業等を担当することはできない）

※様式は文部科学省ホームページに掲載。

【平成25年度のAC教員審査実施予定】

AC教員審査は以下の年3回ですので、担当予定授業科目の開設に間に合うよう計画的に審査を受けてください。

<平成25年度>

区分	書類提出締切	受領確認連絡期間	審査期間	結果伝達時期
第1回	6月14日	6月26日～6月28日	7月	8月中旬
第2回	8月16日	8月28日～8月30日	9月	10月中旬
第3回	12月13日	12月25日～12月27日	1月	2月中旬

※上記受領確認連絡期間に、大学設置室より提出大学にメールで受領連絡をします。